浪速区　広報なにわ　令和4年12月号

12月の特集

！安全・安心で住みやすいまちづくり

浪速区では、犯罪がなく、区民が安全で安心だと感じて暮らすことができるまちをめざして、さまざまな取り組みを進めています。

安全・安心で住みやすく、安心して子育てができるまちづくりをめざします

落書きを消去しましょう!~区役所がサポートします~

落書きを放置しておくと、まちの美観を損ねるだけでなく、「この町は防犯意識の低い町だ」と思われ、不法投棄の他、さまざまな街頭犯罪を引き起こす一因となります。新たな犯罪が起きないようにするためにも小さな落書きから消去していくことが大切です。

区役所では、町の美化を進めるため、自主的に行う落書き消去活動に必要な資材などをお貸ししています。区役所職員も必要に応じてサポートしながら落書き消去を行い、町の美化に取り組んでいます。

町の美観を保つことで、街頭犯罪・不法投棄などの犯罪の発生を未然に防止し、みんなで「安全で安心だと感じて暮らすことのできる浪速区」を実現しましょう！

※申請書の様式は浪速区役所ホームページからダウンロードすることもできます。
※落書きは犯罪です。落書きを目撃した場合は110番通報をお願いします。

区役所ホームページ

問合 区 市民協働課　TEL 6647-9734　FAX 6633-8270

やめよう!放置自転車!!

「少しの間だけだから…」「マンションに駐輪場がないから…」と言って歩道や道路に自転車を止めていませんか?

浪速区内駐輪場MAP

自転車を放置することにより歩行者や車両の安全な通行を妨げます。また高齢者や体の不自由な方にとって危険な障害物となります。ほかにも、まちの景観を損ねたり、災害時の消火・救急活動に支障をきたす恐れもあります。

誰もが安全に通行できるよう、自転車は歩道などに放置せず、
必ず駐輪場を利用しましょう!

問合 区 市民協働課　TEL 6647-9983　FAX 6633-8270

還付金詐欺にご注意を!

「還付金がある」「ATMで手続きができる」は詐欺!

還付金詐欺とは?
税金還付などに必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る手口です。

自治体、税務署、年金事務所の職員などと名乗り、医療費・保険料の過払い金や、一部未払いの年金があるなど、お金を受け取れるという内容の電話をかけてきます。被害者が犯人の指示通りにATMを操作すると、実際には犯人側の口座にお金が振り込まれるという詐欺です。

払い戻しには期限があると焦らせた上で、今すぐ携帯電話を持って近くのATMに向かうように指示をしてきます。

被害を防止するために・・・

ATMでお金が返ってくることは、絶対にありません。

- ☑ 電話でお金の話が出たら、家族に相談する
- ☑ 常に留守番電話機能を設置しておく
- ☑ 迷惑電話防止機器を利用する
- ☑ 公的機関の名を出されても信用しない

問合 浪速警察署　TEL 6633-1234

こんな電話に注意しよう

年金支給が一部未払いとなっておりましたので、受け取る手続きをしてください。

そんな案内来てたかな?

以前に青色の封筒を送りましたが、ご確認されてないですか?払い戻し期限が今日までとなっているので、お電話しています。

それは大変。見落としたかも…

お近くのATMでお手続きができますので、今から携帯電話を持ってATMに向かってください。着いたらお電話いただければ、操作方法を説明します。

ATMに向かい、犯人に電話をすると…

操作方法を説明しますので、私が言ったとおりにボタンを押してください。

言われたとおりに入力しました。
※実際には、犯人にお金を振り込む手続きをしてしまう

要注意ポイント

被害者側は、医療費・保険金の過払い金や未払いの年金などのお金を受け取ると信じて、犯人の言われるがままに動いてしまいます。

「こども110番の家」へのご協力をお願いします。

「こども110番の家」事業は、地域のこどもは地域で守り、こどもたちが安心して暮らせる環境を確保するために、地域の協力家庭や店舗・事業所が「こども110番の家」プレートなどを掲げ、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めることにより、こどもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするものです。

浪速区役所では、この運動の趣旨にご賛同いただけるご家庭や店舗などを募集しています。

詳しくは区役所担当までお問い合わせください。

家庭で心がけ、こどもたちに伝えましょう　知っていますか?「5つの約束」

1. 1人で遊びません
2. 知らない人について行きません
3. つれて行かれそうになったら大声をだしてたすけをもとめ、「こども110番の家」へにげこみます
4. だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
5. お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます

83運動　子どもの安全を、区民の皆さんで見守っていきましょう

子どもたちが登校する午前8時頃と、下校時間にあたる午後3時頃は、交通量も多く、子どもたちの事故も発生しやすくなる時間帯だと言われています。

その時間帯に、地域の大人の皆さんが、朝の散歩や花の水やり、夕方の買い物に出かけることで、私たちのまちの子どもたちを、多くの大人の目で見守ることができます。

たくさんの子どもたちが町に出てくる時間に合わせて、大人もなるべく外に出て、元気な子どもたちの安全を見守っていただきたいと思います。

地域の皆さんのご協力で、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、できる範囲での子どもたちの見守りにご協力お願いします。

問合 区 市民協働課(教育・学習支援)　TEL 6647-9743　FAX 6633-8270

12月4日(日)~12月10日(土)は人権週間です。

誰かのことじゃない。

自分ごととして、考えてみませんか?

「2022 第38回 みなと人権展」が開催されています

テレビをつけると、いじめや児童虐待、外国人の排斥やセクハラ、家庭内暴力など、深刻な人権侵害のニュースにふれない日はありません。

しかし、「人権」は、差別や暴力にさらされている人々のためだけのものではありません。私たちと遠く離れた、どこかの誰かのものではないのです。

私たちが、働くのも、学校へ行くのも、遊ぶのも、旅行するのも、引っ越すのも、選挙に行くのも、適切な医療を受けるのも、意見を表明するのも、グループを作るのも、すべて**「人権」が守られる社会があってできること**なのです。

身近なことから、お互いの人権に気をつけてみませんか。たとえば、途上国の労働者や自然環境に配慮した生産者による品物を選んで購入する**「フェアトレード」**の取り組みはどうでしょう。ちょっとしたことのようでも、持続可能な地球を作る**「SDGs」**にもつながる取り組みです。

浪速、西、港、大正の4区では、「'85 なにわ人権展」以来、毎年合同で人権展を開催しています。

今年度は、SDGsをテーマに「誰一人取り残さないよりよい社会」をめざす人権展を開催しています。人権週間の初日に当たる12月4日(日)には、**フェアトレードと人権**を問うコラボ映画上映会も開催されます。

皆さん、タブロイド紙や特設ホームページをご覧になって、今年の人権展にふるってご参加ください。

「2022 第38回 みなと人権展」特設ホームページ

詳しくは12面をご覧ください

ひとりひとりの人権が大切にされる社会の実現に向けて

昭和23(1948)年「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、1950年に12月10日を「世界人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。日本でも、12月4日から10日を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開し、ひとりひとりが人権を尊重する社会づくりをめざしています。

街頭啓発活動を実施します

大阪市人権啓発マスコットキャラクター にっこりーな

日時 12月6日(火)　場所 なんばパークス

問合 区 市民協働課(教育・学習支援)　TEL 6647-9743　FAX 6633-8270

「広報なにわ」・区役所ホームページに広告を掲載しませんか? ただいま広告主様募集中です。
問合 区 総務課(企画調整)　TEL 6647-9683　FAX 6633-8270　https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/page/0000252041.html